

学費減免制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学 学則第44条に定める入学金、授業料、その他の費用に関する減免について定める。

(グループ校割引、親子割引、夫婦割引制度)

第2条 次の各号に該当する者については、入学金（または登録料）をデポジット（預り金）として返金する。

- 一 学校法人八洲学園寄附行為第4条に定めた設置校の卒業生で、正科生として入学した者。
- 二 在学生もしくは入学者の親もしくは子で、正科生、科目等履修生、特修生として入学した者。
- 三 在学生もしくは入学者の配偶者で、正科生、科目等履修生、特修生として入学した者。

2 デポジット（預り金）は、授業料その他の費用に充当できる。

(協定校割引制度)

第3条 本学が協定を結ぶ大学の学生については、協定書の内容に準じた入学金（または登録料）および管理料を免除する。

(協定企業割引制度)

第4条 本学が協定を結ぶ会社の従業員については、協定書の内容に準じた入学金（または登録料）を免除もしくは還付する。

(シニア割引制度)

第5条 シニア割引制度は、1期分の授業料、科目修得試験料、スクーリング受講料の合計に関する学費定額プランであり、シニアコースという。

2 シニアコースの学費および対象者は次の各号の通りである。

- 一 シニアコースの学費は、授業料72,000円、科目修得試験料10,000円、スクーリング受講料27,000円の計109,000円である。
- 二 シニアコースの対象者は、当該期の末日までに55歳以上になる正科生、科目等履修生、特修生で、当該期に履修する科目の授業料、科目修得試験料、スクーリング受講料の合計が109,000円を超える者である。

3 シニア割引制度を利用する者は、教育訓練給付制度を利用できない。

(管理料優遇措置)

第6条 正科生で、修業年限及び修得単位数が卒業要件を満たし継続して在学する者は、管理料優遇措置を利用できる。

2 管理料優遇措置の対象者については、1期分の学籍管理料及びシステム管理料の半額をデポジット（預り金）として返金する。

3 管理料優遇措置は、1期間（半年間）を最低単位とし、何度でも利用できる。

4 デポジット（預り金）は、授業料その他の費用に充当できる。

（手続き）

第7条 この規程に係わる手続きは、事務局が行う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月23日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年6月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。